

第10回評議員会議事録

平成28年6月23日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第10回評議員会議事録

1. 招集年月日 平成27年11月16日（月）
2. 開催場所 「田中田村町ビル 貸会議室5階5D室」
東京都港区新橋2-12-15
3. 開催日時 平成28年6月23日（木） 午後3時00分
4. 評議員現在数 7名
5. 出席者
（出席評議員：7名）加藤栄一、河合弘之、佐藤嘉恭、高尾佳巳、
中川桂子、本田機先、村川浩一
（出席役員：4名）代表理事 炭谷 茂、業務執行理事 小林悦夫
監事 金田充男、監事 高橋忠夫
6. 議案
決議事項
第1号議案「平成27年度事業報告及び決算書（平成27年4月1日～平成28年3月31日）」の件 ※公益財団法人としての第5事業年度
第2号議案「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準の改正」
の件
7. 開会、定足数確認、挨拶、議長・議事録署名人
事務局から評議員総数7名中、出席者は7名であり、開催要件の定足数たる過半数を充足していることを確認。
はじめに、炭谷代表理事（以下「理事長」という）が開会の挨拶を行った後、定款第23条に基づき加藤評議員が議長に選任され、定款28条に基づき、議長、中川桂子評議員及び本田機先評議員が議事録署名人となることが確認された。
8. 議事の経過及び結果
（1）第1号議案「平成27年度事業報告及び決算書（平成27年4月1日～平成28年3月31日）」の件

事務局から、本議案について次の説明があった。

- ① 本事業報告及び決算書（以下「報告書」という。）は、内閣府に対して報告すべきもので、公益財団法人としての第5事業年度の報告書であること。
- ② 事業期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日迄であること。
- ③ 平成27年度の事業計画で掲げた4つの「基本方針」（年間の活動指針）に沿って次のとおり事業報告があった。

<基本方針1>「前年に引き続き、帰国者高齢化時代に対応して事業の転換を図る。」

平成27年度は次の4点を重点として定めたが、前提としていた指定寄付金運用益の用途拡大が財務省に認められなかったため、aについては拡大のペースを緩め、b、cについては実施を見送らざるを得なかった。

dについては実勢に応じた形で整理縮小が進められた。

- a. 訪問介護ステーション寿星のサービスエリアを都内全域に拡大する。
- b. 東京都以外の帰国者多住地域（大阪など）において、帰国者対象訪問介護事業を展開するために他団体等と連携・提携を進める。その準備に入る。
- c. 二世三世対象の無料職業紹介事業（特に介護関連職）を立ち上げる。
- d. ニーズ低下事業の整理縮小を進める。

<基本方針2>「前年に引き続き、情報の管理体制強化を進める。」

安全かつ有効に情報を活用できる情報の管理運用体制作りを進めた。また、マイナンバー関連の特定個人情報の管理については、他の個人情報とは切り離して別の新たな管理体制を整備した。

一方、平成27年9月の第2回集団一時帰国の際に、一時帰国者や訪問先親族等の一部個人情報を記載した資料を紛失するという事案が発生したが、集団一時帰国事業における個人情報の取り扱いを見直し、細則を整備する等、万全の改善策をとった。

<基本方針3>「戦後70年という節目の年に当たることから普及啓発に力を入れる。」

他団体との共催で所沢市において「中国帰国者戦後70周年記念公演会」を開催し、約800名の方々に来場いただくとともに内外のマスコミ等にも多数報道される等、所期の目的を果たした。

<基本方針4> 「前年に引き続き、財政均衡に努める。」

平成27年度の寄付金収入は前年度より幾分増えるに留まった。一方、資金運用の面では、平成25、26年度はやや改善の兆しが見えたが、平成27年度は2年前の水準に落ち込み、運用益はすべての債券を合わせて6,470万円（利回り4.3%）（前年度は6.5%以上）であった。

また、為替変動の影響による債券の評価減が大きくなった。

支出面では、経費節約に努め、経常費用合計では前年度の9割以下に抑えたが、戦後70周年の記念行事関連の出費や訪問介護ステーション寿星の赤字等もあり、収益の減少率に追いつくほどには圧縮できなかった。

なお、たいへん厳しい状況ではあったが、予算案審議時に予めご承認いただいた事業安定化準備資産の取り崩しはなかった。

④ 「公1」の3事業、「公2」の13事業についての平成27年度の実施状況

⑤ 平成27年度決算書（財務諸表等）のポイント

続いて高橋監事から平成27年度（4月1日から翌年3月31日）の財産状況、理事の業務執行状況について以下の報告がなされた。

平成27年5月の会計及び業務監査の結果、公認会計士栗田和憲会計事務所の監査方法及び結果は相当であると認めること、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の業務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められないこと。

以上、第1号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

なお、各評議員等からの主な質疑等は次のとおり。

「訪問介護ステーション寿星について」

質疑1

寿星の赤字はどのくらいか。

財産目録の中野区弥生町の土地・建物は寿星か。

（事務局の応答）

赤字は約1千万円であるが、これは減らせる部分がある。平成27年度の時点で、起ち上げの際に事務手続きに必要な1人の人件費は不要となって

いる。

財産目録の中野区弥生町の土地・建物は寿星であり、寄付でいただいたもので、特に寿星で使わなければならないというものではない。

意見 1

スタートして間もないが、2～3年やってなお赤字が継続してしまうのであれば、やり方を工夫していただくのがよいと思う。大阪府堺市に訪問介護と地元の開業医との連携がよく出来ていて軌道に乗っている例があるので、そういったところと交流したらどうかと思う。所沢定着促進センターを高齢者施設に転換できれば素晴らしいと思っているが簡単ではない。過渡的な手段として、済生会や日本赤十字社のそれぞれが特養や老健などをお持ちなので、こういう大規模な法人に協力をお願いするなど、何かルートがないかと思う。介護報酬が昨年4月から減らされ、多くの事業所が減収となっている。加算という取り戻すやり方があり、介護福祉士の資格を有したヘルパーを雇用できれば特定事業加算をとれて、増収の可能性はある。中野を拠点とするのは地理的な問題がある。足立区や江東区に利用者が多いのであれば、上野なり適宜な所に事務所を移すやり方もあろう。事業をやるには、事業に向けた場所に事業所を置かないとうまく行かないのではないか。

介護支援をやっているがどうしても赤字で、基金の運用益を入れないと赤字が続くということ、アピールすることではないか。介護事業をやっている人は全員が赤字であるので、赤字と言っても聞いてくれない。ここはそれにプラスアルファの赤字、すなわち、中国語が話せるヘルパーが必要で、しかも対象者が限られているということがないと、きついかんと思う。

収支バランスがとれるのならば、基金を活用することが益々弱くなる。介護事業は赤字になるということ、世論に訴えればよいのではないか。

(事務局の応答)

どうしても寿星だけではなく、帰国者を対象とする介護事業は、赤字になる。帰国者の多い足立区や江東区で介護をすると、中野区の事業所から行くことになるので、交通費や移動時間を就労時間として給与を支給しているの、件数が増えれば増えるほど赤字が増える計算になる。現在は無理に件数を増やしたり、エリアを広げたりする状況ではなく、ヘルパーが自宅から直接サービス提供に行けるように、ヘルパー募集をしているところである。

「指定寄付金運用益の使途について」

質疑2

指定寄付金運用益の使途の原則とはどういうことか。

(事務局の応答)

この目的でと使途を限定して寄付を集めたものであり、それを曲げて使途以外に使ってはならないという原則のこと。養父母の扶養費送金、帰国者本人とその家族の就学援助がその使途となっているが、養父母はもう殆どが亡くなられたし、就学援助の対象者もいなくなってきており、このままではほぼ事業終了ということになる。しかし一方では、当初は想定されていなかった老後問題等の新たな問題が生じていることから、状況の変化により使途は広がって当然と考えている。

質疑3

指定寄付金運用益の使途の原則は、今まで変更されてきたのではないか。

(事務局の応答)

養父母の扶養費及び帰国者本人と子の就学援助については最初から使途に入っている。養父母の繋がりでお見舞訪中援助を、また、就学の繋がり
で介護資格取得援助を使途の枠内に加えているということはあったが、帰国者本人の老後問題は繋がらないことから使途に認められていない。そこで、新たな使途として立てられないかという検討をしてきた。

質疑4

指定寄付金運用益の使途について、新たな使途がないまま従来使途となっていた事業が終わると、10億円はどうなるのか。このままいくと事業も資金も減っていき、解散かという話になってしまいよくない。

(事務局の応答)

使途とされている事業が完了すれば、原則としては国に返すことになるが、それを避けなければということで検討してきた。

質疑5

厚生労働大臣と帰国者との面会が毎年行われているが、そこでは問題提起されないのか。別法人を作るという方法はどうか。世論に訴えるというのはどうか。

(事務局の応答)

様々なご意見をいただいた。世論に訴えることも含め、今ままでと違ったやり方を検討していかなければいけないと思う。従来からの使途の枠内

で新たな事業を考えることも必要であると思う。皆様からのご指導、お力添えをお願いしたい。

意見2

国に返すといっても、基金の大部分は国民の寄付であり、社会問題にならないか危惧している。寄付者の意志は養父母だけではなく、中国残留孤児等本人のために役立てて欲しいというところにあったと思う。基金を国に返したとなれば、社会的に批判されるかもしれない。指定寄付金運用益の用途の拡大は、事情が変わった事情変更の原則で、社会的に指弾されることではない。寄付金を国に返すのは筋違いで、寄付者の真意に反している。むしろ、国に返したら寄付者は怒ると思う。

(事務局の応答)

寄付者の気持ちはそうであると思う。仮に寄付者に用途拡大の是非を問うたとすれば、9割以上の方は当然のことと認めてくれるものと考えている。援護基金設立当時は、帰国者の適応の問題は10年ぐらい経てば日本語も上手になって解消されるという前提で援護施策も考えられていた。しかし、中高年になって帰国した帰国者には言葉の問題は克服できず老後にも様々な問題が続くことがわかってきたのだから、状況の変化に合わせて用途の拡大は当然なされなければならないと考えており、援護基金の事業を続けていかなければならない。こういう考えを堅持したい。

(2) 第2号議案「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準の改正」の件

事務局から、本議案について次の説明があった。

平成27年人事院勧告に基づき、平成28年4月1日付で、同支給基準第7条2項特別手当を、6月期を1.975月から2.025月に、12月期を2.125月から2.175月にそれぞれ改定したい。

以上、審議の結果、第2号議案について議長が諮ったところ、原案どおりとすることで出席評議員全員一致で可決された。

以上で本日予定の議事が終了したが、引き続き「報告事項等」の報告が行われた。

(3) 報告事項等

小林常務理事から次の項目につき報告があった。

○ 中国帰国者定着促進センターの閉所、中国帰国者支援・交流センターへの事業統合について

前回の評議員会で報告していることに加えて報告する。

年間数名の入所者、今後も入所者は減少するが増加しない状況で、定促センターの継続維持はもはや無理との判断なのだと思う、平成28年2月4日に1世帯3人が最後に退所し、平成27年度末で定促センターの閉所となった。平成28年3月7日に所沢市民文化センター・ミュージズにおいて閉所式を執り行った。

平成28年4月以降、定促センターの事業は大幅に縮小して支援・交流センターに統合することとなり、支援・交流センターは事業規模も人員も拡大することになる。定促センター及び支援・交流センターの人員を大幅に削減しなければならず、両センターを合わせて、正規職員を7名から4名、臨時職員を21名から10名という削減をした。また、正規職員1名及び臨時職員1名を援護基金本部に異動した。正規職員及び臨時職員は約半減ということになった。支援・交流センターのキャパシティの問題があったため、事務室をヨコカワビルからカーニープレイス新御徒町の7階に移転し、事務室と教室を同じビルにした。支援・交流センターの組織を改めて、企画課、教務課を設置し、それぞれ課長と係長を置く体制とした。

本年度の夏から秋にかけて1世帯が帰国するとの情報があり、支援・交流センターに通いやすい場所のUR賃貸住宅を借り上げて住居とし、通学することとなる。

以上をもって第10回評議員会の議案の審議等が終了したので、議長は閉会を宣し解散した。(閉会時間：午後4時30分)

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人
において次に記名押印する。

平成28年 7 月 14日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

議 長 白藤栄一

議事録署名人 本田機先

議事録署名人 甲川桂子